

(1) 申請について

Q 申請書はどこで配布していますか？

⇒A おおた国際交流センター（Minto Ota）、区民活動支援施設（mics おおた・こらぼ大森）、などの窓口で配布しています。

Q 複数年度にわたる事業の申請は可能ですか？

⇒A 年度をまたぐ事業は申請できません。継続で事業を申請する場合も、対象期間内に終了する事業が対象です。

Q 助成対象となる事業はどのような事業ですか？

⇒A チャレンジ助成・チャレンジプラス助成は、新たな地域課題又は新規事業への取り組みに対する助成事業です。団体の既存事業については助成対象になりません。

Q 他の助成制度も検討中ですが、重複して申請することは可能ですか？

⇒A 可能です。ただし、助成金の併用はできないため、他の助成制度で交付を受ける場合は当助成制度を辞退いただくこととなります。

Q 申請団体の所在地は区内に限定されますか？また、複数団体での申請も可能ですか？

⇒A 申請事業を区内で実施する団体であれば申請可能です。また、複数団体で連携・協働して実施する事業を申請する場合は、事業実施体制を組み代表する団体が申請し、連携協働相手にその他団体を記入していただければ可能です。

(2) 助成対象経費について

Q 家賃、光熱水費、人件費の計上は可能ですか？

⇒A できません。家賃、光熱水費、人件費など、団体の運営経費は計上できません。

Q 飲食費の計上は可能ですか？

⇒A 会議用、接待用の飲食代、講師に対する茶菓子・昼食代などは計上できません。ただし、事業に必須なものであれば計上できる場合があります。事前にご相談願います。例）餅つき大会に使う「もち米」

Q 講師謝礼について、区の基準を超えた支払いは可能ですか？

⇒A 可能です。ただし、謝礼については前項7に記載している額が区からの補助の限度額です。限度額を超えた部分については団体の負担となります。

Q 交通費の計上は可能ですか？

⇒A 交通費として助成金の計上はできません。「謝礼」の中で交通費込みの計上をお願いします。

Q 助成対象経費の支払いの際、ポイントの取扱いはどのようにすればよいですか？

⇒A 助成対象経費については、ポイントの付与を受けないでください。助成金対象経費の支払いでポイントが発生した場合、ポイント分は減額対象になります。

(3) 交付決定後について

Q 交付決定後に事業内容や、助成金の対象経費の変更及び中止は可能ですか？

⇒A 原則として認めません。やむを得ない事情で事業を変更・中止する場合は、必ず事前に区と協議してください。内容によっては助成金を返還いただくこともあります。

Q 事業の実施で発生した領収書等は、年間を通じてとっておく必要がありますか？

⇒A どんなに少額でも助成金の交付にあたっては、領収書が必要です。領収書等で明細が確認できない経費への支払いはできません。

Q 助成金の支払い方法はどうなりますか？

⇒A 交付決定額を2回に分けて（前項10参照）口座振込で支払います。事業終了後の実績報告に基づき、残額があれば戻入となります。適正な会計管理をするため、なるべく団体名の口座を開設してください。